



# 分析試験成績書

第505070453-001号  
2005年(平成17年)07月29日

依頼者 加藤商事株式会社

検体名 食品残渣

財団法人

日本食品分析センター

東京本部 〒153-0067 東京都港区元代々木町52番1号  
大阪支所 〒564-0051 大阪府豊津市豊津町3番1号  
名古屋支所 〒460-0911 名古屋市中区大須4丁目5番13号  
九州支所 〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1番12号  
多摩研究所 〒206-0025 東京都多摩市永山6丁目11番10号  
千歳研究所 〒068-0052 北海道千歳市文京2丁目3番

2005年(平成17年)07月18日当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

## 分析試験結果

分析試験項目	結果	検出限界	注	方法
水分	10.2%		1	
粗たんぱく質	14.1%		1	
粗脂肪	14.7%		1	ジエーエ-テル抽出法
粗繊維	0.3%		1	静置法
粗灰分	3.0%		1	
ナトリウム	766 mg/100g		1	
リン	172 mg/100g		1	
カルシウム	183 mg/100g		1	しゅう酸アンモニア法

注1. 飼料分析基準の制定について(平成7年7畜B第1660号)別添「飼料分析基準」による。

以上

本成績書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。



様式第二号（第四条の三関係）

# 一般廃棄物処理施設設置許可証

16環多廃一第15号  
平成16年11月15日

住所 東京都東村山市恩多町一丁目12番地3

氏名 加藤商事株式会社 代表取締役 加藤 宣行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事 石原 慎太郎



許可の年月日	平成16年11月15日	許可番号 一施第1001号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種類	圧縮・梱包 (廃プラスチック類) 破碎 (空き瓶) 乾燥 (食料品残さ)	
設置場所	東京都東村山市恩多町一丁目12番地3	
処理能力	乾燥 8.0 t/日 (16時間稼動) 圧縮・梱包 32.0 t/日 (16時間稼動) 破碎 10.4 t/日 (16時間稼動)	
許可の条件	/	
留意事項	1. 施設の設置(変更)にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。	



許可第1号

## 一般廃棄物処分業許可証

住所 東村山市恩多町1-12-9  
氏名 加藤商事㈱  
代表者 加藤 宣行

法人にあつては主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名

平成17年3月9日付で申請のあつた(一般廃棄物処理業許可申請)については、  
東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第2項の規定により、  
下記のとおり許可する。

平成17年4月7日

東村山市長 細 渕 一 男



### 記

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1、許可業者の別 | 加藤商事㈱               |
| 2、廃棄物の種類 | 一般廃棄物(生ごみ)          |
| 3、区 域    | 東村山市内に限る            |
| 4、期 限    | 平成17年4月7日～平成19年4月6日 |

## 5. 許 可 条 件

### 1. 法律の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、「東村山市環境を守り育むための基本条例」など関係法令と条例を遵守すること。

### 2. 事前協議

処分量の申請時に届出のあった事業所より、排出される一般廃棄物（生ごみ）の処分に限る。許可した事業所の他に、新規に事業所の一般廃棄物（生ごみ）を取扱う場合には、事前に市と協議しなければならない。（事前協議書の提出）

原則市内の事業所からの搬入による。但し、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』の手続きを進めていることから、暫時的に提出時にある市外事業所からの搬入を認めるものとする。尚、再利用事業登録の交付があった場合はすみやかに写しを提出するものとする。

### 3. 帳簿の管理

処分に当たっては、次のとおり処分量等の結果を記録・保存すると共に、処分実績報告書（月次単位）を2回/年、市に提出報告するものとする。

### 4. 周辺環境への配慮

申請書作業計画に基づき、付近住民への環境に配慮し作業を行う。

また、万一苦情が発生した場合は、苦情者等に対し誠意をもって対応し、必要な対策を講じ、その結果を市に報告すること。

### 5. その他

この許可条件に記載されていない事項の疑義や不測の事態が生じたときは、速やかに市と協議し解決を図るものとする。

変 更 事 項			
変更年月日及び 文書番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			



## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都東村山市恩多町一丁目12番地3

氏 名 加藤商事 株式会社  
代表取締役 加藤 宣行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成17年 3月22日

許可の有効年月日 平成22年 3月21日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：中間処理  
 (2) 中間処理の方法と産業廃棄物の種類  
 圧縮・梱包： 廃プラスチック類 (以上1種類)  
 破碎： ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上1種類)  
 乾燥： 動植物性残さ (以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設

東京都東村山市恩多町一丁目12番地3

施設種類	産業廃棄物の種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	許可番号	施設 許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	32.0t/日	—	平成17年2月8日	—	—
破碎	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	10.4t/日	—	平成17年2月8日	—	—
乾燥	動植物性残さ	8.0t/日	—	平成15年4月10日	—	—

## 3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
 (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成17年 3月 22日 新規許可

5 規則第10条の4第4項の規定による許可証の提出の有無 無